

公立学校教職員早期勸奨退職制度実施要領

第1 趣 旨

この要領は、公立学校教職員の早期退職を促進し、組織の新陳代謝と活性化を図るため、退職手当についての特例制度（第3において「早期勸奨退職制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

第2 実施期間

平成13年4月1日から平成22年3月31日まで

第3 対 象 者

早期勸奨退職制度による退職（以下「早期退職」という。）の申出ができる教職員は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条第1項に規定する職員のうち、退職する日の属する年度の末日における年齢が40年以上50年未満であり、かつ、勤続期間が10年以上である者とする。

第4 早期退職の申出

- 1 早期退職の申出は、別途通知する期日までに行うものとする。
- 2 早期退職の申出は、早期退職申出書（別記様式）を市町村（学校組合）立学校に勤務する教職員にあっては市町村（学校組合）教育委員会を経て、県立学校に勤務する教職員にあっては校長を経て、県教育委員会に提出するものとする。

第5 早期退職の勸奨及び退職日

- 1 第4の規定により教職員から早期退職の申出があり、県教育委員会が適当と認めた場合は、退職の勸奨を行うものとする。
- 2 退職の勸奨は、市町村（学校組合）教育長又は県立学校長が口頭により行うものとする。
- 3 退職日は、原則として各年度の3月31日とする。ただし、やむを得ない理由により、同日前に退職する必要があると認められる者については、この限りではない。

第6 優遇措置

退職手当算定の基礎となる給料月額は、退職時の給料月額及び当該給料月額にその者の定年である年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数のうち、10年以下の年数については1年につき2%を、10年を超える年数については1年につき3%を乗じて得た額の合計の額とする。

第7 そ の 他

早期退職を認められた場合であっても、本人の責に帰すべき理由により早期退職が適当でないと判断されるときは、早期退職として取り扱わないものとする。

（附 則）

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

（附 則）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

（附 則）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

（附 則）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。